

正本

審査請求書

令和6年8月13日

総務大臣 殿

審査請求人 284-0003 千葉県四街道市鹿渡 827-16
間 幸久
(連絡先 09079057388)
(連絡先 ja5fp@catv296.ne.jp)

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求に係る処分の内容

関東総合通信局長の令和6年8月5日付けの審査請求人に対する電波法第17条の規定による無線設備の変更及び同法第19条の規定による指定の変更についての不許可及び拒否する処分(関通陸三第23-00048606号)

2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和6年8月7日

3 審査請求の趣旨

「関通陸三第23-00048606号の処分のうち電波法第19条の規定による指定の変更を拒否するの部分を取消す」との裁決を求める。

4 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は「電波の型式、周波数及び空中線電力 750K F1D 435MHz 10W」
「免許の有効期間 令7.7.11 まで」を内容とする無線局免許状を有している。(請求人証拠第1号)

この電波はチャープ周波数拡散方式によりデータ通信を行うものであるが、令和5年総務省告示第80号「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区分を定める件」の15欄によって全ての電波の型式が使用できる438-439MHzの周波数帯を使用して運用しており、他の電波の型式を用いるアマチュア局に障害を与えることなく運用できている。

免許人においては、OOK方式を用いた実験を行うために「電波の型式 150K A1D」の追加指定が必要となり、令和5年10月10日付けで電波法第19条の規定による指定の変更及び同法第17条第1項の規定による無線設備の変更の許可を求めた。(請求人証拠第3号)

これに対して、関通陸三第23-00048606号の処分を受けた。

- (2) 関東総合通信局長は、関通陸三第23-00048606号の処分の(理由)として、「電波法

第 19 条の規定による指定の変更については、特に変更の必要があるものとは認められないため」としている。

(3) しかしながら、本件処分は次の事実により違法である。

- (a) 処分の(理由)は単に審査の結論を述べたにすぎず、処分に至る理由を具体的に示したものでないので、行政手続法第 8 条第 1 項に違反している。
- (b) 無線局免許手続規則第 10 条の 2 第 4 項は、電波法第 8 条第 1 項第 2 号の規定において規則への委任がされておらず、行政学上の用語「委任命令」に類別されない。追って、一括して表示する記号を用いることによって個別・具体的な求めを抑圧することは、憲法第 41 条並びに国家行政組織法第 12 条第 4 項及び行政手続法第 38 条第 1 項若しくは同法第 38 条第 2 項に違反している。
- (c) 電波の型式変更を希望することは電波法第 19 条で認められており、免許人の意思を免許権者が否定することはできない。すなわち、無線局免許手続規則別表第 2 号の 3 第 3 における 12 欄の電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力については、申請者が個別・具体的に記載することを妨げてはならないし、同様式の注 1 による記載要領 12 において一括して表示する記号について記載することを要求していない。追って、本件申請の記載は無線局免許手続規則の要件を満たしている。

また、無線局免許手続規則第 10 条の 2 第 4 項の規定は行政側の事務処理についての規定であり、申請者の意思表示までを拘束するものでないことは、その条文の文言で明らかである。

これに関して、関東総合通信局無線通信部陸上第 3 課長は「一括して表示する記号での記入を」内容とする行政指導を執拗に行い、長期間にわたり審査を懈怠してきた。(請求者証拠第 4 号)

この行為は、行政手続法第 32 条第 1 項、第 33 条、第 34 条並びに電波法第 19 条及び無線局免許手続規則第 9 条第 1 項に違反している。

- (4) 本件処分により、審査請求人は電波法第 19 条の規定において認められた申請権を正当な理由なく侵害されている。
- (5) 以上の点から、関通陸三第 23-00048606 号の処分のうち電波法第 19 条の規定による指定の変更を拒否するの部分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。
- (6) 関東総合通信局長にあっては、免許人の現有免許である「750K F1D 435MHz」に加えて「150K A1D 435MHz」の追加指定を求める電波法第 19 条の規定による本件申請を精査された。
免許人においては、引き続き現有免許の内容である「750K F1D 435MHz」による無線局運用を継続することを付言して、関東総合通信局長の職責執行に感謝の意を表明する。(請求者証拠第 2 号)

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をすることができます」との教示があった。

6 審査請求人は、電波法第 92 条の規定に基づき、次の証拠書類を提出する。

- (1) 令和 4 年 6 月 22 日付け無線局免許状 1 通 (請求者証拠第 1 号)
- (2) 令和 5 年 9 月 25 日付け無線局免許状及びその送付文書 1 通 (請求者証拠第 2 号)
- (3) 令和 5 年 10 月 10 日付けアマチュア局変更等申請書及び届出書(特例様式) 及び無線局事項書・工事設計書(控) 1 通 (請求者証拠第 3 号)
- (4) 令和 6 年 6 月 28 日付け関東総合通信局無線通信部陸上第 3 課長の行政指導文書及び令和 6 年 7 月 23 日付け申請者の確認書(控) 各 1 通 (請求者証拠第 4 号)

7 審査請求人は、電波法第 92 条の 2 の規定に基づき、次の者を参考人として喚問することを求める。

- (1) 氏名及び住所は不明 官職名は関東総合通信局無線通信部陸上第三課長
- (2) 証明しようとする事実及びこれを参考人として喚問を申請する者との関係：本件申請にかかる行政指導の内容及び電波法第 19 条に規定される審査が不適法であることを確認するため、その責任者を喚問する必要がある。
- (3) 陳述を求めようとする事実：本件申請にかかる行政指導が不適法であることを陳述させる。

8 審査請求人は、電波法第 92 条の 3 の規定に基づき、次の物件を提出させることを求める。

- (1) 物件の表示：関通陸三第 23-00048606 号の処分に関する決裁書類
- (2) 物件の所在及び所持人：関東総合通信局
- (3) 証明しようとする事実及びこれと物件との関係：審査の適法性を確認するために、物件における審査意見及び決裁過程を知る必要がある。